

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

セントラルライフケア ステーション川口		きらり薬局		島田クリニック			美里町地域包括支援 センター		名称
川口市南鳩ヶ谷三―一七 ―一七―一階		○ 蓮田市根金一八一三―一		行田市老里山町一―三二 柳沢ビル 一階			児玉郡美里町木部五三八 ―五		所在地
介護 介護予防通所 介護	通所介護	療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問 看護	訪問看護	居宅療養管理 指導	サービスの種類
平成二十八年 三月三十一日		平成二十八年 四月三十日		平成二十八年 三月三十一日			平成二十八年 三月三十一日		廃止年月日